

第15回大阪市路上喫煙対策委員会会議録

1 日 時 平成23年7月1日（金）午後3時00分～午後4時25分

2 場 所 大阪市役所 P1会議室

3 出席者

○ 委 員 等 （敬称略）

委員長 鬼追 明夫（なにわ共同法律事務所）

委 員 佐竹 義久（大阪市PTA協議会会長）

委 員 上島 佳之（大阪南部たばこ商業協同組合）

委 員 吉田 豊（大阪商工会議所 地域振興部長）

委 員 田中 晃代（近畿大学総合社会学総合社会学科）

委 員 本庄 紀子（大阪市地域女性団体協議会）

○ 大 阪 市

環境局長

環境局事業部長

環境局事業管理課長

4 会議録

（事務局：環境局事業部事業管理課長代理）

ただいまから第15回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきたいと思
います。

本日は大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪市環境局事業部事業管理課長代理
の木村でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、本日の出席状況の御報告でございますが、御欠席の御連絡をいただいております。

ますのは大久保委員でございます。吉田委員もまだおみえになっておられません、少し遅れるという御連絡をいただいておりますので、時間の関係もございまして、議事のほうに進めさせていただきます。本委員会は、大阪市路上喫煙対策委員会規則第3条第2項に基づきまして、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができませんが、本日は、委員7名のうち現在5名が御出席をいただいておりますので、本委員会が有効に成立していることを御報告申し上げます。

また、本日の傍聴者の方は3名でございます。

それでは、議事等に移ります前に、お手元に配付をさせていただいております資料の確認をさせていただきたいと思っております。

(配布資料確認)

それでは、ここで、環境局を代表いたしまして、環境局長の玉井からごあいさつをさせていただきます。

○玉井局長 皆様、こんにちは。御紹介をいただきました大阪市環境局長の玉井でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様方には大変お忙しい中、本日御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、このたびの大阪市路上喫煙対策委員会の委員の御就任も御承諾を賜りまして、心から厚くお礼を申し上げます。

この大阪市の路上喫煙対策につきましては、健康や防災、防火、まちの美化といった観点から、市民の皆様が安心して暮らすことのできる、安全で快適な生活環境を確保するということが目的といたしまして、平成19年の4月に路上喫煙の防止に関する条例を施行いたしました。本年ではや4年が経過をしたところでございます。

この間、この路上喫煙対策委員会では路上喫煙禁止地区の指定を中心に御議論を賜り、平成19年7月に、御堂筋を中心とした禁止地区を指定して、その年の10月から過料の徴収を始めてまいりました。また、平成20年度には委員会からの答申に基づきまして、重点啓発推進地区として市民や事業者が主体となって路上喫煙対策に取

り組む、いわゆる「たばこ市民マナー向上エリア制度」を全国に先駆けて実施をする運びとなりました。

この委員会では、喫煙者の喫煙する自由といいますものと、路上喫煙の規制という、いわば相反する課題を、これらに対してどのように調和を図っていくかという、極めて難しい問題でございますけれども、それぞれの立場からさまざまな角度で御議論をいただきました。

私どもは日々、例えば「市民の声」というようなことで、市民の方々から御要望の声などをお聞きしているのですけれども、そうした中で、例えば御堂筋を中心とした路上喫煙禁止地区というだけではなく、市内各所で路上喫煙対策ということを積極的に進めてほしいということでもありますとか、もう一步突っ込んで、さらに禁止地区を広げたらどうかというご意見もよく見かけるところでございます。

路上喫煙対策を、実効性を持って継続的に取り組むためには、やはり地域において、その実情に沿って、全体として自主的に取り組むという、まずそうした気運を高めていくことが何よりも重要であるというふうに考えておきまして、そうした意味におきましても、地域の皆様方と我々行政が協働いたしまして、この「たばこ市民マナー向上エリア制度」を積極的に展開していくということは大変意義深いものと思っております。

本日、皆様方にはどうか活発な御議論をいただきまして、御審議のほどお願いいたしまして、簡単でございますが冒頭の私のあいさつとさせていただきます。本日、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(事務局：環境局事業部事業管理課長代理)

続きまして、このたび対策委員会の委員の皆様のご改選がございましたので、委員の皆様のお紹介をさせていただきます。お手元の大阪市路上喫煙対策委員会委員名簿の順に御紹介をさせていただきたいと思っております。なお、お名前だけの御紹介とさせていただきますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

まず初めに、上島委員でございます。

○上島委員　　よろしく申し上げます。

○事務局　　次に、大久保委員でございます。本日御欠席をされております。次に、鬼追委員でございます。

○鬼追委員　　鬼追でございます。

○事務局　　続きまして、佐竹委員でございます。

○佐竹委員　　佐竹でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局　　次に、田中委員でございます。

○田中委員　　田中でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局　　次に、本庄委員でございます。

○本庄委員　　本庄でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局　　次に、吉田委員でございます。なお、吉田委員は遅れるということでお聞きしております。

なお、先ほど申し上げましたように、大久保委員は所用のため、本日は御欠席という御連絡をいただいております。

また、このたび、私ども環境局の事務局におきましても、本年4月の人事異動に伴いまして異動がございましたので、紹介をさせていただきたいと思っております。

初めに、環境局事業部長の青野でございます。

○青野事業部長　　事業部長の青野でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局　　同じく、環境局事業部の事業管理課長の村上でございます。

○事業管理課長　　事業管理課長の村上でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局　　それでは、引き続きまして委員長の互選のほうに移りたいと思っております。

大阪市路上喫煙対策委員会規則第2条で、委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定めると規定しておりますので、この規定に基づきまして、委員の皆様の互

選により委員長の選出を行っていただきたいと思っております。

どなたか適任の方を御推薦いただけないでしょうか。佐竹委員、どうぞ。

○佐竹委員 佐竹でございます。早々たる皆さんがいらっしゃる中で、私ごときが御意見申し上げるのも大変申しわけないなと思っておりますが、いろいろな分野で御活躍され、御経験も豊富ですし、見識もお持ちであります鬼追委員に委員長をお願いしてはいかがかなと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○事務局 ただいま佐竹委員から鬼追委員に委員長をお願いしてはどうかという御提案がございましたので、ほかに御意見等ございませんでしょうか。

御異議ないようでございますので、鬼追委員に委員長をお願いいたしたいと思っております。

(吉田委員 出席)

○事務局(木村代理) それでは、委員長、委員長席にお移りいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、委員長、ごあいさつをお願いいたします。

○鬼追委員長 ただいま皆様方の御賛同を得まして、委員長に選任されました鬼追でございます。改めまして、どうかよろしくをお願いいたします。

私は、1960年に大阪弁護士会に入会をいたしまして、以来、ことしで52年目の弁護士生活を送っております。この委員会には最初から関係をさせていただいておりました、平成19年の委員会発足時から、大変不肖ではございますが、委員長を務めさせていただいております。

大阪市の路上喫煙対策について皆様方にいろいろお知恵を絞っていただくという委員会でございますが、その根底には、大阪の市民マナーをどのようにして向上させるのかといった一つの理念のようなものがあるように思います。それが具体的に路上喫煙対策という形であらわれているのだろうと、このように思います。もとより、この委員会を設置するに従いまして、路上喫煙対策の枠外の活動をするというわけでは

ございませんが、根底にはそのような考え方で持って、私としてはこれまで委員会活動をさせていただいてまいりました。

今後とも、皆様の活発な御議論をいただきまして、この大阪市の路上喫煙対策が正しく推進されますように努めさせていただきたいと思っておりますので、どうか一つよろしくお願いを申し上げたいと思っております。以上でございます。

○事務局 それでは、委員長、会議の進行をよろしくお願いたします。

○鬼追委員長 まず第一に、この委員会では委員長代理を指名させていただくということになっております。私のほうから指名をさせていただくということで、皆様方の御賛同を得たいと思うのですが、たまたま、きょう御欠席ではございますが、大久保委員、前年度の委員会におきましても学識経験者の中から選ばせていただいております。今回も学識経験者の中から大久保委員に委員長代理をお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

次いで、この会議は以後の議題から公開で行われるということになっております。本日も何名かの傍聴人の方もおみえになっておられます。きょうはマスコミの関係者の方はおみえになっていないようですが、その当日の議題によりましてマスコミの関係者もおみえになることがございます。そういうことで、公開ではございますが、委員長の許可なく録音、あるいは撮影はできませんので、御理解をいただきたいと思っております。

また、傍聴人の方も含めまして、私語、雑談は議事進行の妨げになりますので、慎んでいただきますようお願い申し上げたいと思っております。また携帯電話をお持ちの方は電源を切っていただくか、マナーモードにしていただきたいと存じます。

それでは、まず委員会次第の委員長代理の指名は、先ほど済ませたところでございますので、議事に移りたいと思っております。

最初に、これまでの取り組みの報告等につきまして、事務局から御報告と御説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○事業管理課長 大阪市環境局事業管理課長の村上でございます。

大阪市では、市民の方の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的といたしまして、平成19年4月に大阪市路上喫煙の防止に関する条例を施行いたしまして、同年10月から御堂筋及び大阪市役所、それから中ノ島の中央公会堂周辺を路上喫煙の禁止区域と定めまして、この条例に違反された方に対しましては、過料として1,000円を徴収するということを行ってまいりました。

現在の路上喫煙禁止区域につきましては、平成19年の7月に路上喫煙対策委員会からの答申に基づきまして、指定をさせていただいたものでございます。答申では、禁止区域を指定する理由といたしまして、通行者数が多い、路上喫煙率が高い、大阪を代表するような地域であること、区域が明確にされていること、禁止区域における規制が全市的な路上喫煙を抑止するPR効果、波及効果をもたらすことなどが挙げられてございます。

また、条例では禁止区域外であったとしても、道路、広場、公園、その他の公共の場所で他人に迷惑や危険を及ぼす恐れのある喫煙はしないよう、自主的な努力をしていただくことを求めています。

これを受けまして、平成20年度からは、さらに全市域での活動を推進するために、新たな取り組みといたしまして、平成19年12月の路上喫煙対策委員会での答申で提言をされました市民、事業者の活動団体のみずからの活動と行政の協働による「たばこ市民マナー向上エリア制度」というものを立ち上げさせていただき、路上喫煙のマナー、モラルの向上を推進してきたところでございます。

この制度は、市民、事業者の活動団体が地域の商店街や道路、広場などの人通りの多い場所を迷惑たばこをしてはならない場所として、大阪市と協働して路上喫煙を防止する取り組みで、現在、60の団体の方々に大阪市内各所で活動を実施していただいているところでございます。

このように、大阪市では今後も禁止区域のみならず、市全体で総合的な観点から路

上喫煙対策を推進してまいりたいというふうに考えております。

それでは、お手元の資料に従いまして御報告をさせていただきます。まず、お手元に資料を配付させていただいております第15回大阪市路上喫煙対策委員会資料を御参照いただきたいと思いますというふうに思います。

大阪市の路上喫煙対策につきましては、委員の皆様方のお力添えをいただきながら、平成19年4月の条例施行から、はや4年が経過をいたしましたところでございます。また、平成20年度からは本委員会の答申による新たな取り組みといたしまして、「たばこ市民マナー向上エリア制度」を立ち上げ、全市での路上喫煙を含めた市民マナー向上への取り組みを行っているところでございます。

このような取り組み状況につきまして、お手元の資料に基づき御説明をさせていただきたいと思います。

まず、ページをめくっていただきまして、1ページをお開きいただきたいと思いますというふうに思います。まず、過料処分に関しましての御説明をさせていただきます。

平成19年10月から罰則の適応を始めており、違反者には1,000円の過料処分を行い、平成23年3月末で3年半の間、トータル処分件数につきましては3万3,209件ございました。これを1カ月当たりいたしますと約790件、1日で申し上げますと約26件でございます。それから、平成21年度につきましては、月平均で約951件、平成22年度では月平均686件でございます。このうち約97%が現金での徴収でございます。これは未収金対策といたしまして、できるだけ納付書を発行しないように努めているため、現金での徴収率が年々上がっているということでございます。

過料処分の対象となられた方のお住まいを分析しますと、わかっている範囲ではございますけれども、大阪市内在住者、それから大阪市外の方、それから大阪府外の方、それぞれ大体7,000件前後ということで、大体3分の1ずつ程度でございました。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。

路上喫煙率の定点調査につきましては、昨年11月の調査で路上喫煙禁止区域内での平均が0.2%、それから全市域での平均が0.6%で、ともに前年同月の調査時よりも、それぞれ0.2ポイント及び0.3ポイント低下しております。

路上喫煙の禁止区域内には2カ所の喫煙設備がございます。その喫煙設備の利用率は、御堂筋北にございます大江橋の北詰施設では66.2%、御堂筋南部にございます高島屋北側のなんば施設では8.7%となっております。これも全体調査時よりもふえておりますのは、喫煙設備の存在が周囲の方に浸透しているのではないかというふうに考えているところでございます。

それから、路上喫煙率の定点調査の結果について分析をいたしますと、禁煙地区内におきましては、条例施行前の平成18年度では路上喫煙率が平均2.6%でしたが、過料徴収を開始いたしました平成19年10月直後では路上喫煙率が0.6%と急激に下がりましたものの、以降は0.4%とほぼ横ばいの状態が続いておりましたが、平成22年7月の調査では0.3%、11月の調査では0.2%となっております。全市平均を見ましても、平成22年7月の調査では0.7%、11月の調査では0.6%となっており、わずかではございますけれども減少を続けているところでございます。減少いたしました原因といたしましては、昨年10月よりたばこ税改正による価格変更による影響もあるのではないかというふうに考えているところでございます。

次に、ページをめくっていただきまして3ページ、4ページをごらんいただきたいと思います。普及啓発活動について御説明をさせていただきます。

平成22年度の普及啓発活動は、各種イベントでの啓発物品の配布のほか、新たな取り組みといたしまして、毎年24区で行われております区民祭りで、これまで使い捨てとなっていましたポケットティッシュを配ってございましたが、長く使ってもらえるようにということで、啓発用のうちわを作成し、5,000本配布をいたしました。また、飛行機などで大阪を訪れる方にも啓発をするため、これは8月、夏休みのとき

に限定をしたのでございますけれども、関西国際空港と伊丹空港に大型のポスターを貼りました。また、キャラクターには他都市にも知名度の高い「くいだおれ太郎」を起用いたしたところでございます。

このほか、平成21年度から淀屋橋駅、なんば駅で実施をしております地下鉄の階段広告につきましては、平成22年度から本町駅、心斎橋駅にも設置し、今年度からはさらに、それを拡大いたしまして、梅田、西梅田、東梅田の各駅にも設置をいたしたところでございます。

次に、報告の最後となりますが、5ページから14ページの関係の御報告をさせていただきます。

まず、5ページから8ページの内容でございますけれども、平成20年度から「たばこ市民マナー向上エリア制度」に参加の25団体の平成22年4月から平成23年3月までの1年間の活動報告でございます。ほとんどの団体が毎月曜日を定め、定期的に街頭での啓発や清掃活動などを行っていただいているところでございます。

また、ここに書いております1番の淡路本町商店街振興組合様、それから10番の天神橋筋商店連合会様、13番の心斎橋筋北商店街振興組合様などは、この三つの商店街では放送設備を使っていただいで、毎日啓発を流していただいているということもやっていただいでおるところでございます。

このほか、7ページ中段、18番の難波センター街商店街振興組合様では、精華盆おどり大会や宝恵駕籠行列などに合わせまして街頭啓発を行っていただいでおり、下段に書いております20番の千日前道具屋筋商店街振興組合様では、道具屋筋まつりに合わせて街頭啓発を行っていただくなど、地域や季節のイベント、そういうものに合わせて工夫された活動を行っていただいでいるところでございます。

次に、9ページから11ページでございますけれども、これにつきましては平成21年度から「たばこ市民マナー向上エリア制度」に参加の17団体の平成22年4月から平成23年3月までの1年間の活動報告でございます。こちら活動2年目に入

りまして、月や曜日を定めて定期的に街頭啓発や清掃活動などの活動を行っていただいているところでございます。

また、12ページから14ページにつきましては、平成22年度から「たばこ市民マナー向上エリア制度」に参加の18団体の平成22年12月から平成23年3月までの4カ月間の活動報告でございますが、こちらは4カ月という短い中での活動報告でございますので、まだ活動が軌道に乗っておられない団体もございますけれども、おおむね月1回程度の活動に取り組んでいただいているところでございます。

今後は、先ほど御紹介をさせていただきました、工夫した活動を行っている団体の情報などを私どもから他の団体にもお伝えしながら、「たばこ市民マナー向上エリア制度」の全体的な盛り上げを図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、大変長くなりましたが、取り組みについての報告及び説明は以上でございます。よろしく御議論をお願いしたいと思います。

○鬼追委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいま御報告、御説明のございました事柄に関連して、皆様から御質問、あるいはこれに関連する御意見、御提言等がございましたら伺いたいと思います。いかがでしょうか。

田中委員、何かございませんか。

○田中委員 過料処分についてなんですけれども、21年度は件数が多いですけれども、この理由について伺いたいと思います。その理由についてお話を伺いたいと思っています。

○事業管理課長 実は、なぜ増えているかというのは余りわかっていないところです。過料制度を設けまして、この取り組みを始めたときに、マスコミもひっくるめまして普及に努めましてある程度、御堂筋で吸ったらお金を取られる的な話があって、その辺がある意味、ちょっと風化をしたのかなと。これは想像ですので、確たる何か

があつてということではありませんが、ただ、そういう傾向に21年までありましたが、22年度を見ていただければ件数は減ってきておりますし、いろいろな取り組みの中で、ここではお金を取られるというような、お金を取る、取らないだけの話ではないんですけど、そういう地道な周知が行きわたってきたのかなと思います。

だから、最初にぐんと減っているのは、どちらかと言えば、マスコミとかそういう関係があつてなのかなという気はしますけども、ここらは実際に何が本当なのか定かではないところでございます。

○鬼追委員長　本庄委員、何かございませんか。

○本庄委員　私は住んでおりますところが大丸から5分ぐらい、御堂筋沿いではありませんが、しょっちゅう御堂筋を通ってお買い物等に行きます。それで、余りたばこを吸いながら歩いておられる方は最近見なくなったなと思います。この間、ごみゼロの日に、毎年女性会がやっております事業ですが、3カ所のターミナルのところ、私は難波の駅の周辺で、ずっと御堂筋から、難波の駅から北のほうを掃除させてもらったんですけど、植え込みがありますよね。あそこに座ってたばこを吸って、植え込みにほられるのか知りませんが、歩道のほうは商店主さんがそれぞれお掃除なさっていますので、たばこの吸い殻はなかったんですけど、意外と植え込みの中にあるので、そういうところで吸って、ほっておられるのかなと思いますが、私が通行しているところでたばこを吸いながら歩いておられる方で、これだけの方が1,000円を徴収されておられるのかとびっくりするのですが、私はアメリカ村に住んでおりますので、そこではしょっちゅう若い人が歩きながら、たばこを吸っている人をよく見かけます。御堂筋は最近見かけなくなったと思っております。

○鬼追委員長　それでは、吉田委員、いかがでしょうか。

○吉田委員　納付書の交付をされた結果、納付された実績、あるいは、ちょっと言葉は悪いですけど踏み倒されているというか、納付されない、その辺のところを一点教えていただきたいのと、喫煙場所について大江橋となんばで利用率がかなりの差で

違いますよね。これは通行者の属性によるものだと思いますが、極端にここまでの差があるのかなと不思議なので、その辺、もしデータとして何かあるならば教えてください。

○鬼追委員長　納付書の交付は資料にもありますね、1ページの右端。納付書、督促状による納付件数。

○吉田委員　例えば、累計で927件納付書を発行されているわけですが、そのうち、実際に応じて納付された実績はどれぐらいあるか。

○事業管理課長　参考資料というのがございますけれども、参考資料の1ページのところで納付の交付総累計なんですけれども、それが927件ございまして、そのうち収入の確認ができている分が375件、督促をしているのが693件ということで、納付書を発行しますと非常に未収金の確率が高いので、そういうこともございまして、できるだけ現金徴収で行わせていただいております。

あと、喫煙場所の関係ですけれども、やはり通行量が全然違いますので、どうしても大江橋のほうが高くなるというのは、ある意味、通行してる人というより、御堂筋で吸うと過料を取られますから、そこへ行ったら大丈夫とわかっていてそこへ行って吸ってる人、そういうことがあって大江橋のほうは高いのかなというふうに思います。

○吉田委員　なるほど。

○鬼追委員長　今、監視員さんは最初から人数は変わらないんですか。

○村上事業管理課長　今、12名です。

○鬼追委員長　最初からそうでしたか。監視員さんがふえたから、件数がふえたというわけではない。

○事務局（更家）　12から13になって、今は13人です。

○鬼追委員長　13人になったのはいつからですか。この平成21年度の件数が高いのは、監視員さんの数がふえたからかなというふうに思った、これは私の想像ですけど。それはわからない。

○事務局（更家） 13人になったのは条例ができてすぐです。

○鬼追委員長 指導員さんの数は余り関係なさそうですね。

それでは、上島委員、何かございますか。

○上島委員 私はたばこを販売しているほうでございますので、大変発言しにくいように思っていますが、この資料を見ていただいたらわかりますように、私たち南部たばこ商業協同組合の中では、阿倍野、生野、それから西、この三つの組合がこの中に入って活動しております。そして、また私は浪速区でございまして、女性部の方が月1回、天王寺の周辺でマナーキャンペーンをやっております。特に私は浪速区ですので、当地には今宮戎神社という祭礼がございまして、1月9日、10日、11日と3日間続きまして、難波から通天閣までマナーキャンペーンというのを実施しております。

大変難しい問題で、たばこの害というものが非常に取り上げられておるわけでございますが、やはり嫌煙権もあるかわりに、吸う権利もあるやろうというようなこともありまして、そこでいかにしてたばこをお吸いになる方が上手に吸っていただくか、皆さんに迷惑をかけないように吸っていただくか、吸った後をどのように処分していただくか。メーカーも通じまして、ポッケロというんですか、携帯灰皿を持っていたり、いろいろなことで日常活動しているところでございます。どうぞよろしく。

○鬼追委員長 どうもありがとうございます。

最後になりましたが、佐竹委員。

○佐竹委員 私もたばこを吸う者ですので、この御堂筋の中で2カ所の喫煙場所を設置ということで、これで本当にいいのかというところがまず一点と、今、喫煙率が6パーセントぐらいで、データが出ていますが、もう少し細かい、御堂筋の右側なのか左側なのか、どっちがよく吸われているのかとか、本当に100メートル間隔ぐらいで、会社もいろんな会社があったり、カフェなど店先でたばこが吸えたりということも御堂筋にありますし、そういった中で、どんなところで一番よく徴収されてい

るのかというもっと細かいデータを出されたほうが、ポイントが絞れて対策ができるのではないのかなということを見ていて感じたのですが。

それと、僕もよく聞くのが、御堂筋からちょっと離れたところで吸えば問題ないよとか、それが果たして本当にいいのかどうかという、ビルの谷間に入ったらいよいよという方も中にはいらっしゃるのですが、本当にそういうのでいいのかなという部分と、徴収率の2ページのやつを見ていると、4月に始まって、5月から毎月のようにだんだん落ちてきて、年度末に近づくとぐっと上がっていくというような形になっているので、何かあるのかなという部分と、この中だるみの部分でもう少し議論をしていく必要があると思います。

22年で8,237件という方々が徴収をされているというのは、これが果たして少ないのか、めちゃめちゃ多いのかということ、8,000人の方が1,000円を取られている。これだけ4年間やってきていて、8,000人ぐらいの方々が1,000円を取られているというのは、これが多いのか少ないのかという、それも考え方の違いによって変わるとは思いますが、4年間やっていて8,000人というのは多いんじゃないのかなと思ったりもするんです。もう少し周知方法を考えていかなくてはいけないのではないかなと思います。ただ、漠然と資料だけを見させてもらって思ったことです。以上です。

○鬼追委員長 4年間で言いますと、3万3,000件になるんですか。

○事業管理課長 そうですね。8,000件は22年度です。

○鬼追委員長 単年度ですね。その数が、佐竹委員の御意見では多いんじゃないかということですか。

○佐竹委員 4年目ということで。御堂筋の部分のところで言うと、僕もたばこを吸っているのですがどうなのかと思いますけども多いような気がします。月で計算すると。

○鬼追委員長 ざっと700人ですから。

○佐竹委員 13人の方がいろいろなところにはるわけではないと思うので、

歩きながら、その中でそれだけいらっしゃるという。

○鬼追委員長 御堂筋の両歩道をずっと歩いておられるんでしょう。

○佐竹委員 もう少し時間帯とかエリアとかで絞り込んでいったほうが、今度はこの時間帯にここに行けば、過料を取れるわけではないですけど、押さえ込んでいけば数が減っていくんじゃないかという想定ができる。

○鬼追委員長 どちらかと言うと、大阪市の路上喫煙対策というのは、線上で、御堂筋という一つの線で、面ではなくて。東京だと千代田区なら千代田区全部ということで面ですよ。確か、東京は中央の4区が喫煙対策になっている。それは面的に対応している。ですから、大阪市の場合には面積的には少ないんじゃないですかね。幾ら何でも御堂筋の真ん中で吸う人はいないから、両脇の歩道で吸うわけですから、面積的には少ない。今おっしゃるように、ちょっと脇へそれると対象外だから、指導の対象にならないとかいうことになると、非常に象徴的に扱っているということになりますよね。ですから、それが将来的に面的にしたほうがいいのか、現状のままでいいのかということとは、これはまた皆さんでいろいろ御議論をいただかなきゃいかんとなるのではないかと思います。

確か、京都ももう少し、京都は線でしたかね。一回それを調べてみてください。京都も神戸もやっていますから。

○事業管理課長 私の知っている範囲で言うと、線でやっているところのほうが逆に少ないと思います。面でやられているのが一般的なのかなと。

今、委員がおっしゃられていました御堂筋を一步横へ行けば、いっぱいタバコを吸っているというのが、これが線での弊害といいますか。私どももこういうことの啓発のために、御堂筋に面したビルとか、そういうところにもいろんなポスター掲示とか、ご協力をお願いに行きます。すると、やはり行ったときに言われるのが、御堂筋はきれいになったと、タバコもほとんど捨ててないと。しかし、御堂筋から一步横へ入った道路のところにタバコが捨てられているというようなこともお聞きしたりすること

はありますので、今後、禁止区域のあり方がどやねんという議論になっていくのかなと思っています。できれば禁止区域を拡大しなくてもマナーを向上させたいと思っているんですけど、それではなかなか行き切らないという話になってきたときには、禁止区域のあり方そのものも、もうちょっと議論をいただかなあかんのかなというふうには思っています。

委員の御指摘の、もうちょっと過料の取っている位置とか、これは位置だけの問題ではないと思っており、時間帯とか、そういうことも考えていかなあかんのかなと。今、現実的に言いますと、夜は過料の徴収部隊は回っていませんので、宵の口というのか、その程度までですので、夜の9時、10時ぐらいになったら回っていませんし、そのときにたばこを吸われてポイ捨てされたら、翌朝、通勤されるときにまちが汚れている、そういうようなことも起こり得る可能性もありますので、位置だけの話ではなくして、時間帯の問題もひっくるめて、いろいろ調べていかなければならないと思っています。

○鬼追委員長　まず、面で対象にしているところで、東京がそうだと思いますけど、実情で指導員さんはどれぐらいいるのかとか、実際の徴収はどうなっているのかとか、一遍調べてもらえませんか。それで、この委員会に報告してください。とにかく大阪は線だけを対象にしていますから、御堂筋の両脇に逸れたら吸えるんやという、いかにも大阪的発想だと思うんです、私は。だから、そういうことでいいんですかねというような御意見もあり得ると思うんですよ。だから、東京なんかで、もちろん指導員さんの数もそうですし、予算措置もそうですし、いろいろなことが絡んでまいりますから、そんなに単純に面にしたらいいとか、どうかいうことは言えないとは思いますが、ただほかの都市の実情を調査していただいて、ほかのまちではこうしていますと。しかし、これで全然実効性は上がっていませんというのか、ある程度、実効性が上がっているというのが、そこらあたりも含めてお調べいただけませんか。

皆さん、いかがですかね。そういうことを参考にしながら、議論をさせていただく

のもいいのではないかと。

○事業管理課長　　わかりました。

○上島委員　　私、通天閣の下でたばこ屋をさせていただいております。条例で御堂筋での喫煙が禁止になりました。その効果がものすごくあらわれています。観光客は、皆さん御存じのように地方からお越しになります。ここでたばこを吸うてもええのかと、まず窓口でお聞きになります。当然、店頭には灰皿を置いています。だから、吸ってくださいと。そうしたらね、いっばいたまるんです、お客さんが。3人、5人と。ここで吸うてもいいねんな、通天閣を上ってきて時間があるから、たばこを吸います。

やはり、こういう御堂筋という一つのメインストリートで過料というようなことは、大体行きわたっていますね。この効果が非常にあると僕は思うんです。今、御堂筋のちょっと入ったところでたばこを吸うとか何とかかんとかいう、これも事実だと思いますけども、一般的に見ますと、私たちが見ていると、御堂筋、線だけだったかもしれませんが、大変効果があると思います。

我々はメーカーからも灰皿をいただいておりますので、できたら店頭というんですか、敷地内に置けという指導も受けております。そういうことで、各たばこ店の前には必ずと言っていいほど灰皿を置いてますけれども、そういうようなことで、ずっと見ていると、地方からお越しになって、大阪はたばこを吸ったらあかんのやろ？というようなことを聞きます。ここでやったらええねんな。ということで、条例になる以前のことを思いましたら、そういうモラルの向上が大変出てきているやないかなと御堂筋という一つのメインストリートが大阪にありまして、その効果は非常に波及効果があるんじゃないかなと、私はこのように考えております。

○鬼追委員長　　ぜひ他の都市で実施しているところの実情は調査していただいて、いいような仕組みがあれば、それはそれで参考にすればいいです。ただ、ふれ込みはそうでも、何も実効性が上がっていないというそれはまた考えないと、そう思います。

○事業管理課長　一応、今、委員長を初め、皆さんの意見も大阪だけを見ているのではなくて、他都市の実態がどうなっているのかということも参考にしながら、いろいろと検討していきたいということでございますので、どれだけの都市の情報が集まるかわかりませんが、他都市で禁止をやっている都市はたくさんありますので、調べさせていただいた上で、それを参考資料としていただいて、また御議論いただきたいと思っていますので、調べさせていただきます。

○鬼追委員長　ぜひお願いいたします。

それでは、続きまして「たばこ市民マナー向上エリア制度」の平成20年度参加団体の更新についてということで、事務局からの報告をお願いいたします。

○村上事業管理課長　それでは、平成20年度「たばこ市民マナー向上エリア制度」に参加をされております団体につきまして、この3月末をもちまして協定期間が満了となりましたので、お手元の資料、第15回大阪市路上喫煙対策委員会資料の15ページを御参照いただきたいと思いますと思いますが、そこに記載をしております25の団体でございます。この25団体につきましては、平成23年3月31日をもちまして、この25団体すべての団体と協定を更新いたしました。協定書の有効期限でございますけれども、これにつきましては平成26年3月31日までの3年間となっております。以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○鬼追委員長　ありがとうございました。

25分の25ということですか。特に御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、次の議事に進みたいと思います。

「たばこ市民マナー向上エリア制度」の拡大と活動の充実について、事務局から報告をお願いします。

○事業管理課長　それでは、御報告及び御説明をさせていただきます。

お手元に「たばこ市民マナー向上エリア制度」平成23年度活動団体募集案内のチ

ラシというものをお配りしております。それを御参照いただきたいと思います。

「たばこ市民マナー向上エリア制度」を全市域に拡大をしていくために、平成23年度につきましても新規団体の募集を、この6月1日から7月29日までの2カ月間にわたりまして募集を現在行っているところでございます。現在、市政だよりや環境局のホームページなどに記載をして広く呼びかけるとともに、当局の11個の環境事業センターがございすけども、その環境事業センターからも地域に対して新たに活動をやっていたりするような働きかけを行っているところでございます。

活動団体の数をふやしていくということも、これは大変重要な問題ではありますけども、単に数だけふえたらええというだけのものでもないので、当然、内容的な充実も図っていかねばならないと考えております。

この活動をやっている中で、いろんところでいろんな工夫を地域の方がやっているといるというようなこともございますので、本日、そういう先進的な取り組みをやっているといる団体さんに、来ていただいといる。事例紹介をしていただきまして、そういう取り組みを今後市内のほかの団体の方にもいろいろと参考にしていただくということで、どうしていったらいいのかということの御意見もいただいといるふうにといるところでございます。

本日につきましては、そういう先進的な活動をやっているといる団体といたしまして、戎橋商店街振興組合様と日本橋筋商店街振興組合様、二つの商店街のほうからお忙しいところ、お時間を割いて来ていただいといるところでございます。各商店街様から御報告をお願いしたいと考えておりますので、最初に戎橋筋商店街振興組合の竹村様に御足労いただいといるので、竹村様のほうからまず取り組みの御報告をお願いしたいと思といる。

○竹村氏 戎橋からまいりました竹村と申します。よろしくお願いといたします。

皆様にA4、1枚の資料をお配りさせていただきましたが、ミナミといたしましては、たばこに限らず、大変、危機感を持っております。一番最初に書いてありますよ

うに、これは私どもの商店街での調査ですから、ほかの商店街がどうなのかということには、当てはまるかどうかはわかりませんが、この10年間で4割の通行量が減っております。また、来街者に対するアンケートを取っても、非常にイメージが悪い。一番下に書いていますように、ミナミは汚い、怖いまちというイメージで語られ始めております。そういったことで、おのおのの商店街、商店主の方も売り上げ自体が減っておりますので、大変危機感を持っておるところです。

ただ、私どもの戎橋の商店街だけが何か起こしたところで、やはりミナミというのは面で動いておりますのでどうしようもないということで、一番下の簡単な年表にまとめておりますけれども、いろんな形でミナミが手を組んで活動していかないと、一つの商店街で何か起こしても、隣の商店街に例えばキャッチセールスが移っていくだけであるといったような現象になりますので、みんなで一緒に活動しようじゃないかということで、「いっとこミナミ夏祭り」とか、そういうイベントで、これは何かを一緒にするというのではなくて、今までばらばらでおのおの夏祭りをやっていたものを、せめて案内のチラシは一緒につくろうじゃないかと、案内のホームページは一緒につくろうじゃないかといったようなところから、いろんな打ち合わせをさせてもらおうというような形で始まっております。

その中で、2005年、ミナミ環境浄化推進協議会ということで、これは地元の町会、商店街の振興組合、ミナミ警察署、行政さんとともに月に1回、会議を設けまして、さまざまな問題を話し合い、そして夜の8時から1時間ぐらいの防犯パトロールをおよそ100名ぐらい、各商店街から5名ないし10名出ておりますから、ミナミの高島屋前から二つに分かれてアメリカ村の三角公園まで歩くというような活動をしております。

今、ミナミではごみ、たばこも含めて、自転車を最近では押して歩きましょうと、商店街の中も押して歩きましょうと。それから、最近大阪市さんが御堂筋も自転車を押して歩きましょうという運動をすると聞いておりますので、自転車、乗って走ってい

る自転車もありますが、駐輪の問題もあります。それから、キャッチセールスです。それも以前から言われていた、例えば風俗関係のキャッチセールスもあるんですけど、最近増えておりますのは居酒屋にお客さんを呼ぶためのキャッチセールス。この間、ちょうど会議でお話があったのですが、なかなかそういうものは今の法律では規制する手だてがないと。風俗であるといろんな手だてがあるんですけど、飲食店が単にメニューを見せてうちへ来い、うちへ来いというキャッチは手だてがないということもあって、ある意味、無法地帯になっております。そういった問題まで含めて、ミナミは面として取り組みをしていかないといけないという、これはよくしなければいけないとか、何とかということではなくて、やはり商売ですので、皆さんも必死になっております。まとめてやっていこうと。

その中でも、たばこのことに関しますと、私どもの商店街にもたばこの販売をされているお店もございまして、なかなか、歩きたばこをやめようというのは難しいですけど、たばこのマナーを守っていきましょうというところで何とかやっております。その中で、特に取り組んでおりますのが清掃活動ということで、毎週金曜日、2時から15分程度ですけれども、各店から最低1人は出ていただいて街内の清掃をしてくださいというお願いをしております。

下に写真が2枚出ておりますが、これは戎橋の橋の上なんです。今までにそのような活動を各商店街でやっておりますので、商店街内はなかなかきれいになっておりますし、歩きたばこという形でもやめてほしいという呼びかけをしておりますので、どうしても橋の上に集まってきます。先ほど申し上げたようなキャッチセールスも橋の上で、今、夕方5時、6時ぐらいになるとえらいことになっております。ごみもえらいことになっております。なかなか橋、それから完成しましたリバーウォークにしても、管理しているところが、大阪市が管理していて、そこでお店が出ていて、自分の店の前は清掃しましょうという形になっておりませんので、どうしてもごみがたまる。それから、そういったキャッチの人たちもたまるというようなことになってき

ています。

それではいかんと、やはりミナミに来られる観光客の方は国内外問わず、やはり戎橋の上に行って、グリコの前で写真を撮るといのが一つのはやりになっておりますので、たくさん写真を撮っておられます。観光客の方というのは、総じて朝が早いので、朝に戎橋に行くとごみだらけ、夜、あの辺で飲んだり食べたりした、たばこも含めていろいろなものが散乱しておりますので、ごみだらけになって余りにも恥ずかしいということもあって、2009年あたりで戎橋遊歩道の清掃ボランティアを募ったり、また道頓堀商店会さんが中心になって行われておりますけれども、松竹の若手の芸人の子たちに清掃をしてもらったりして、朝、観光客の方にきれいなところで写真を撮っていただけるような形で、今、清掃活動がようやく始まってきたところ です。

2011年に書いていますように、なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会、これは南海の駅前、ちょうど喫煙場所がある場所ですが、グリーン広場と呼んでおりますけれども、あそこを含めた一帯を今後どういうふうにしていくかと。今は道路が走っておりますけれども、今後は歩行者中心のまちづくりをしていかなければいけないのではないかとということで、連合町会さん、私どもを含めての商店街が一緒になりまして、高島屋さん、マルイさん、あと南海さんも含めて、あそこ一帯をどのような形でまちづくりをしていくのかというようなことの協議会も、ついこの間、発足をいたしまして、ミナミのまちを、私どもの商店街は線ですけれども、やはり面として、つながりの中で何とか、キタであったり天王寺であったりするところと対抗して、まちとまちの間の競争に勝ち抜いていかないといけないということの中で、このミナミ地区の環境浄化の取り組みというのをやっております。

先ほどおっしゃられた、取り組みが先進的であるかということ、なかなか厳しいのですが、商売をやっておりますので、やはりお客様に来てもらって、安心して安全で楽しいまちとしてそこで物を買ってもらわないと生活が成り立ちませんから、そういう意

味では、とても切羽詰まって、必死になって各商店街で取り組んでいる。これが手おくれになってしまうと、結局お店がどんどん離れていってしまっていて、集まろうにも集まれませんから、今が本当に踏ん張りどころではないのかなというところで活動しております。

以上でございます。

○鬼追委員長　　ありがとうございました。

それでは、今の戎橋のことに御質問のある方は後でまとめて伺いたいと思いますので、日本橋商店街の方からご報告をお願いします。

○事業管理課長　　どうもありがとうございます。戎橋商店街さん、このたばこ市民マナー向上エリア制度の、そういう単体の取り組みではなくして、地域での安全安心、美化とか、活性化とか、そういういろんな取り組みの中でそういうものと連携をしながら活動の輪を広げていっていただいているのかなというふうに思っています。

もう一つ、本日、日本橋筋商店街振興組合さんのほうから高垣さんをお招きしておりますので、そちらにつきましても御報告をお願いしたいと思います。

○高垣氏　　日本橋筋商店街の高垣と申します。私ども日本橋商店街というのは、地域商店街と違いまして、非常に全国、世界から人が来る広域商店街でございまして、そういった中で今回、平成22年度からたばこマナー向上エリアに手を挙げさせていただいているんですが、広域商店街でいろんな人が毎日来る中で、その発信力というのをうまく活用していきたいなということで、オリジナルのキャラクターを使わせていただいて、独自に活動させていただこうということにさせていただいております。

このキャラクターにつきましては、企画書を用意させていただいているんですけど、この中の3ページ目にあるんですが、日本橋キャラクターということで平成21年から、名前は音々（ネオン）ちゃんという名前なんですけど、この作者の先生がいとうのいち先生という方で、日本橋で活動されている、ゲームのプログラムをやっている方でして、御存じかどうかはわかりませんが涼宮ハルヒという、非常に世界的に有

名なアニメーションの原画を描いている先生でして、この先生が日本橋を活性化するためにオリジナルの絵を描いていただきまして、この絵を使って日本橋商店街として広く広報PRしていこうというふうな活動をしています。

なぜこんな絵を使っているのかというと、日本橋は、もとはでんでんタウンという名前で電気街として非常に著名な商店街でしたが、最近、インターネットとか量販店の進出で電機街としての生業が非常に厳しい状態で、かわって秋葉原と全く同じ形で、いわゆるポップカルチャー、アニメとかゲームとか、そういったいわゆる「萌え産業」と言われているものが進出してきていまして、その形態が大きく変わっていく中で、今後の発信というのはこういうものを使って発信していかなければ日本橋の商店街としては成り立たないということで、思い切ってこういうキャラクターを商店街として活用していくという形で活用していきまして、このたばこマナー向上のプロジェクトに参加するに当たっても、日本橋らしいオリジナルのコンテンツを出していないと、いろいろなお客様が来る中でなかなか理解していただけないのかなということで、思い切ってこういうキャラクターを、大阪市の環境局様にわがままを言わせていただいて、使わせてくれということで使わせていただいて、各種啓発物品をつくって啓発活動をさせていただいているというふうな動きでございます。

キャッチコピーも「萌えます、マナーを守る人」というような形で、「萌え」という言葉で非常にオタクっぽいイメージがありますが、実はこれを広辞苑で調べると、好き、好意があるとかいう意味がありまして、そこまで深い意味を感じていただけるかわからないんですけど、そういう意味も込めて、ちょっとしゃれた感じで広報活動をさせていただいております。

広報活動の大きな流れとしましては、一つは日本橋ストリートフェスタというイベントを毎年3月にやっております、これは日本橋の栄筋600メートルの歩行者天国にしまして、大体20万人ぐらいの集客がある非常に大きなイベントで、残念ながらことは震災の影響で、3月21日の予定だったのですが直後ということで中止さ

せていただいたんですけど、一昨年、前回の活動におきましては、大阪市環境局様と20万人の集まるイベントの中で、やっぱりいろんな人に発信していくということを協力いただきまして、お手元にあるんですけども「萌えるごみ袋」というのを作りまして、これを配布させていただきました。わずか数時間の間で1万枚の配布がありまして、そういった意味では非常にいろんな方々、全国各地の方々にたばこマナーのPRができたんじゃないかというふうに思っています。「萌える」というのは、「萌え」と燃焼の「燃える」にかけたものなんですけども、そういうしゃれた感じにさせていただいて、そういった人たちは結構ツイッターやブログで発信していただけますので、こういうものを大阪でやっているというのが恐らく全国、あるいは全世界に発信されたんじゃないかということで、我々としても非常にいいことではないかと思えます。

来年のストリートフェスタも開催予定になっていまして、「萌えるごみ袋パート2」というのを大阪市環境局さんと協働事業ということで、来年また3月に大きくPRしていきたいなと思っております。

もう一つの動きとしましては、我々、今、大阪だと特にそうだと思うんですけども、力を入れている動きとして海外の観光客の誘致、これは今、全国どこでも今はやっていると思うんですけども、特に今、東京が震災の影響で非常に観光客が落ちている中で、大阪、西日本が外国の観光客をどんどん引き入れていけないといけない中で、我々としまして海外に対する発信、アプローチというものに力を入れていまして、日本橋に中国ですとかアジア圏を中心とした、欧米も含めた観光客をどんどん呼び込みたいという流れの中で、外国の方がふえると、当然そのたばこのマナーの理解というのは難しい部分もあるかと思えますので、そういう方たちにも発信したいということがありまして、実はことし、日本橋のプロモーションで台湾の漫画博という大きなイベント、50万人ぐらいが来る大きなイベントなんですけど、こちらに我々が出店をすることになっていまして、その中で「萌えるごみ袋パート2」というのを先行的に

配布させていただいて、こちらにあるのが、これは日本語なんですけど、これを中国語に全部訳しまして、漫画博の主催者のほうからプレスリリースしていただいています、恐らく台湾の各メディアにこの動きが全部配信されるはずなんですけども、そういうことで海外に向けた発信力を持って、たばこマナーとこういうキャラクターを使ったコラボレーションの動きで注目を集めて、海外のメディアにも、今回は台湾なんですけども、今後は広げて中国本土ですとか、東南アジア、欧米なんかにも動きを広げていきたいなというふうに思っております、そういった意味では、我々日本橋としては国内だけではなくて、世界の方々にもこういうキャラクターを使った啓発活動で理解を深めていってもらいたいなというふうに思っております。

最後に簡単に、今後の課題なんですけども、秋葉原に実はたばこの喫煙スペースができていまして、千代田区も禁止地区、過料の地域ということで、JR秋葉原の駅にできているんですけど、日本橋もそういった意味で将来的にはそういったものもつくっていききたいなと思っておりますし、振興組合の内部からも、今は御堂筋だけが過料エリアになっているんですけども、今はちょっと非常に緩やかな啓発活動という形になっていますけど、これをどこまで厳密化できるかわからないんですけども、そういった意味では過料エリアなのか、罰則というものも日本橋、他地域にも広げられる可能性があるのであればそういうところもやっていただければという声も商店街内部にもありまして、今後そういった課題というのも出てきておりますので、なかなかやっぱり啓発だけでは限界もありますので、そういったものでいいますと、今後そういったところも含めたところも大阪市環境局さん、大阪市さん全体で検討いただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○鬼追委員長　ありがとうございました。

それでは、各商店街さんから活動の御報告、御説明をいただいたのですが、何か御質問なり、あるいは、御感想でも結構ですのでございませんか。

○田中委員　まちづくりを研究しております田中と申します。

今日はいろいろとお話を伺えて、すごく感動しております。商店街さんというのは、こういうふうにして地道に活動されているにもかかわらず、たばこのマナーがなかなかよくなるというのは、多分、商店街さんと来街者さんという構図ができていて、商売をされている人はマナーをちゃんと守るけれども、来街者の方は結構ぼいと捨てられてしまうという、何かそういう構図があって、守る人、捨てる人という関係が見られるような気がしまして、いかに来街者を巻き込んだ運動に展開させるかかというのが一つポイントかなということ、二つの事例で思いました。

私はよく学生を連れてまち歩き、例えば道頓堀とか法善寺横丁に行くんですね、まち歩きしようって言って。若い子たちはまちの景観、町並みを見て写真を撮るんですけども、そういうときに、たばこの吸い殻を清掃していこうじゃないかと、清掃しながらまち歩きをするというような運動ももしかしたら考えられるのかなというような、若い世代の学生たちが一緒にやって大変さをわかってもらうというような、そういう動きもできるんじゃないかなと私は思っています。学生もこういう現場を見て、商店街さんは一生懸命頑張っているんだから、自分たちも協力しようやないかという気持ちになって、特にミナミや難波とかってというのは学生がよく行くとゼミで言っていますので、来街者に終わらせない工夫というのを考えていきたいなと思っております。

○鬼追委員長　ありがとうございました。

何か今の御発言でありますか。

○高垣氏　来街者との絡みで言いますと、メイドカフェが日本橋に50店舗ぐらいあるんですけども、一部の方たちが独自で、自主的に清掃活動を毎朝やっていただいています。商店街からちょっと外れたところにメイドカフェがありますので、商店街としてそこは余りオフィシャルで絡むのは難しいところがありますがその中で「萌えるごみ袋」を使いまして、お客さんに声をかけていただいて、通勤前のお客さんに寄ってもらってメイドさんと一緒に吸い殻ですとかごみなんかを拾って清掃活動をした

りなんかして、そういったことが草の根的に今は広がってしまして、彼たちがブログとかをやっていますので、そういうことを発信していただくと、そういう意味でいろんな方に知れわたってというところが一つありまして、そういうことに商店街としてどう絡んでいくか、どれぐらいできるかと、こういう物品を供出させていただいたりとかはしているんですけど、そういうのも今後広げていきたいというのがあります。

もう一つ、商店街というのはいろんな方がいます。日本橋は150店舗ぐらいあるんですけども、一筋縄で一つの啓発活動をやっていくというのはなかなか難しく、一つの企業ですと取り組みやすいのですが、商店街には協力してくれないお店もあったりとか、そういったところも今後どういうふうにしてネットワークを広げていくかというのは課題としてあります。来街者と含めて取り組んでいきたいと思っております。

○鬼追委員長 ありがとうございました。

ほかの委員の方はいかがでしょうか。御意見ございませんでしょうか。

それでしたら、時間も大分押してまいりました。最後に、その他の問題について事務局から何かございますか。

○事業管理課長 特にございません。次回の委員会の日程でございますけれども、これにつきましては改めて事務局のほうから調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしいでございましょうか。

○鬼追委員長 はい。それでは、本日予定しておりました案件はすべて終了いたしました。大変お疲れさまでございました。

本日はこれで閉会させていただきたいと思えます。ありがとうございました。

○事務局 事務局のほうから最後にまとめさせていただきます。

本日は、鬼追委員長をはじめまして、委員の皆様には長時間にわたりまして御議論いただきまして、まことにありがとうございました。

引き続き、次回もどうぞよろしくお願い申し上げます。本日はどうもあ

ありがとうございました。

閉会 午後 4 時 2 5 分